

嘉手納町公の施設の指定管理者募集

嘉手納町では、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づき、「嘉手納町学習等施設」「嘉手納町情報通信産業センター」の指定管理者を次のとおり募集します。詳細につきましては、各施設の所管課までお問い合わせください。

◎共通事項

1 申請書、募集要項等の配布

令和4年8月22日（月）から令和4年9月6日（火）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）所管課で配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 募集要項等に関する質問書の受付

令和4年8月22日（月）から令和4年9月5日（月）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に書面で所管課に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 申請受付

令和4年9月7日（水）から令和4年9月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に所定の申請書を所管課に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 申請の資格

(1) 法人その他の団体（法人格の有無は不問であるが、個人での申請は不可）

(2) その他の資格要件は、各施設の募集要項に記載のとおりとする。

5 選定の基準

(1) 利用者の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

6 選定及び指定の方法

嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会における調査審議の結果をふまえ、候補者を選定し、議会の承認を経て指定管理者を指定する。

◎嘉手納町情報通信産業センター

1 施設の概要

名称 (1) 嘉手納町マルチメディアセンター

(2) 嘉手納町 ICT センター

位置 (1) 嘉手納町マルチメディアセンター 嘉手納町水釜 412 番地

(2) 嘉手納町 ICT センター 嘉手納町水釜 447 番地 1

嘉手納町総合福祉センター 2 階

施設 (1) 嘉手納町マルチメディアセンター

建築構造：鉄筋コンクリート造 4 階建

施設面積：5,491.00 m²

各階延面積：4,465.68 m²

(エントランスホール、管理事務所、サーバールーム、パソコン
広場、コンテンツスタジオ、研修室、小会議室、大会議室、
業務用施設、ラウンジ、屋上広場、駐車場、トイレ)

(2) 嘉手納町 I C Tセンター

施設面積：539.95 m² (嘉手納町総合福祉センター2階部分)

(業務用室、リフレッシュルーム、トイレ、更衣室、会議室)

2 利用料金に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする。

3 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、この期間は嘉手納町議会による
議決によって確定。

4 説明会の開催

令和4年9月2日(金) 午前10時から午前11時まで 嘉手納町役場2階 中会議室
希望者は、令和4年8月31日(水) 午後5時までに産業環境課へ申込。

5 所管課及び問い合わせ先

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 産業環境課

電話番号 098-956-1111(内線326)

◎嘉手納町学習等施設

1 施設の概要

名称 (1) 屋良地区体育館・図書室

(2) 嘉手納地区学習等供用施設・児童館

位置 (1) 嘉手納町字嘉手納119番地39

(2) 嘉手納町字水釜558番地1

施設 (1) 屋良地区体育館・図書室

RC造平屋建 延床面積 1,017 m²

(事務室 図書室 体育室 小体育室 指導員室)

(2) 嘉手納地区学習等供用施設・児童館

RC造2階建 延床面積 710.30 m²

(事務室 保育室 遊戯室 集会室 図書室 研修室 休養室)

2 施設の利用料金に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする。

3 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、この期間は嘉手納町議会による議
決によって確定。

4 説明会の開催

令和4年9月2日(金) 午前10時から午前11時まで

嘉手納町役場 地下展示室

参加希望者は、令和4年8月31日（水）午後5時までに子ども家庭課へ申込。

5 所管課及び問い合わせ先

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町役場 子ども家庭課

電話番号 098-956-1111（内線 271）